

枚 数	表 紙 共 12 枚
設計年月	令和7年2月

入札番号：7

参考数量調書

令和7年度

県西部市町村水質等分析業務委託

(公財) 富山県下水道公社
施 設 管 理 課

総 括 表

委託業務価格 円

消費税相当額 円

設計額 円

履 行 場 所 高岡市内外4市内

履 行 内 容 水質等分析業務1式

委 託 費 内 訳 表

費 目	細 目	数 量	単 位	金 額	備 考
1. 委託業務価格					
委託業務価格（処理場）		1	式		
委託業務価格（接続点）		1	式		
委託業務価格（特定事業場）		1	式		
合計		1	式		
	端数処理				
合計		1	式		
2. 消費税相当額（10%）		1	式		
3. 設計額		1	式		

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（処理場）						
水素イオン濃度（pH）		176	検体			
生物化学的酸素要求量（BOD）		492	検体			
化学的酸素要求量（COD）		0	検体			
上記2項目同時分析		144	検体			
浮遊物質量（SS）		636	検体			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		98	検体			
沃素消費量		0	検体			
陰イオン界面活性剤		0	検体			
塩素イオン		0	検体			
窒素含有量		98	検体			
磷含有量		98	検体			
大腸菌数		152	検体			
フェノール類		10	検体			
銅及びその化合物		10	検体			
亜鉛及びその化合物		10	検体			
鉄及びその化合物（溶解性）		10	検体			
マンガン及びその化合物（溶解性）		10	検体			
クロム及びその化合物		10	検体			
カドミウム及びその化合物		13	検体			
小計 1		1,967	検体			

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格 (処理場)						
シアン化合物		13	検体			
有機燐化合物		13	検体			
鉛及びその化合物		13	検体			
六価クロム化合物		13	検体			
砒素及びその化合物		13	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		13	検体			
アルキル水銀化合物		13	検体			
ポリ塩化ビフェニル		13	検体			
トリクロロエチレン		0	検体			
テトラクロロエチレン		0	検体			
ジクロロメタン		0	検体			
四塩化炭素		0	検体			
1,2-ジクロロエタン		0	検体			
1,1-ジクロロエチレン		0	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		0	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		0	検体			
1,1,2-トリクロロエタン		0	検体			
1,3-ジクロロプロペン		0	検体			
ベンゼン		0	検体			
トリクロロエチレン～ベンゼンまで11項目同時分析		13	検体			
小計 2		117	検体			

委託業務明細表						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
委託業務価格（処理場）						
チウラム		13	検体			
シマジン		0	検体			
チオベンカルブ		0	検体			
シマジン・チオベンカルブ 2項目同時分析		13	検体			
セレン及びその化合物		13	検体			
ほう素及びその化合物		10	検体			
ふっ素及びその化合物		10	検体			
亜硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
亜硝酸性・硝酸性窒素 2項目同時分析		98	検体			
アンモニア性窒素		98	検体			
1,4-ジオキサン		13	検体			
ニッケル		0	検体			
前処理費（溶出）		3	検体			
前処理費（含有）		0	検体			
MLSS		0	検体			
含水率		0	検体			
透視度		96	検体			
炭素源酸素要求量（C-BOD）		96	検体			
蒸発残留物（TS）		96	検体			
強熱残留物（IR）		96	検体			
遊離残留塩素		0	検体			
全残留塩素		0	検体			
大腸菌群数		0	検体			
小計 3		655	検体			
合計（小計 1 + 小計 2 + 小計 3）		2,739	検体			
合計						

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（接続点）						
水素イオン濃度（pH）		165	検体			
生物化学的酸素要求量（BOD）		0	検体			
化学的酸素要求量（COD）		0	検体			
上記2項目同時分析		165	検体			
浮遊物質量（SS）		165	検体			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		165	検体			
沃素消費量		165	検体			
陰イオン界面活性剤		0	検体			
塩素イオン		0	検体			
窒素含有量		0	検体			
磷含有量		0	検体			
大腸菌数		0	検体			
フェノール類		0	検体			
銅及びその化合物		1	検体			
亜鉛及びその化合物		1	検体			
鉄及びその化合物（溶解性）		0	検体			
マンガン及びその化合物（溶解性）		0	検体			
クロム及びその化合物		0	検体			
カドミウム及びその化合物		10	検体			
小計 1		837	検体			

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（接続点）						
シアン化合物		10	検体			
有機燐化合物		0	検体			
鉛及びその化合物		8	検体			
六価クロム化合物		6	検体			
砒素及びその化合物		3	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		9	検体			
アルキル水銀化合物		0	検体			
ポリ塩化ビフェニル		0	検体			
トリクロロエチレン		2	検体			
テトラクロロエチレン		2	検体			
ジクロロメタン		1	検体			
四塩化炭素		0	検体			
1,2-ジクロロエタン		0	検体			
1,1-ジクロロエチレン		0	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		0	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		0	検体			
1,1,2-トリクロロエタン		0	検体			
1,3-ジクロロプロペン		0	検体			
ベンゼン		0	検体			
トリクロロエチレン～ベンゼンまで11項目同時分析		0	検体			
小計 2		41	検体			

委 託 業 務 明 細 表						
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（接続点）						
チウラム		0	検体			
シマジン		0	検体			
チオベンカルブ		0	検体			
シマジン・チオベンカルブ 2項目同時分析		0	検体			
セレン及びその化合物		0	検体			
ほう素及びその化合物		0	検体			
ふっ素及びその化合物		0	検体			
亜硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
亜硝酸性・硝酸性窒素 2項目同時分析		0	検体			
アンモニア性窒素		0	検体			
1,4-ジオキサン		0	検体			
ニッケル		0	検体			
前処理費（溶出）		0	検体			
前処理費（含有）		0	検体			
MLSS		0	検体			
含水率		0	検体			
透視度		0	検体			
炭素源酸素要求量（C-BOD）		0	検体			
蒸発残留物(TS)		0	検体			
強熱残留物(IR)		0	検体			
遊離残留塩素		0	検体			
全残留塩素		0	検体			
大腸菌群数		0	検体			
小計 3		0	検体			
合計（小計 1 + 小計 2 + 小計 3）		878	検体			
合計						

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（特定事業場）						
水素イオン濃度（pH）		68	検体			
生物化学的酸素要求量（BOD）		9	検体			
化学的酸素要求量（COD）		0	検体			
上記2項目同時分析		44	検体			
浮遊物質（SS）		54	検体			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		48	検体			
沃素消費量		10	検体			
陰イオン界面活性剤		0	検体			
塩素イオン		0	検体			
窒素含有量		0	検体			
磷含有量		0	検体			
大腸菌数		0	検体			
フェノール類		26	検体			
銅及びその化合物		15	検体			
亜鉛及びその化合物		15	検体			
鉄及びその化合物（溶解性）		6	検体			
マンガン及びその化合物（溶解性）		6	検体			
クロム及びその化合物		6	検体			
カドミウム及びその化合物		42	検体			
小計 1		349	検体			

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（特定事業場）						
シアン化合物		44	検体			
有機燐化合物		3	検体			
鉛及びその化合物		23	検体			
六価クロム化合物		23	検体			
砒素及びその化合物		19	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		42	検体			
アルキル水銀化合物		6	検体			
ポリ塩化ビフェニル		6	検体			
トリクロロエチレン		1	検体			
テトラクロロエチレン		3	検体			
ジクロロメタン		6	検体			
四塩化炭素		2	検体			
1,2-ジクロロエタン		4	検体			
1,1-ジクロロエチレン		0	検体			
シス-1,2-ジクロロエチレン		0	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		1	検体			
1,1,2-トリクロロエタン		0	検体			
1,3-ジクロロプロペン		0	検体			
ベンゼン		3	検体			
トリクロロエチレン～ベンゼンまで11項目同時分析		3	検体			
小計 2		189	検体			

委 託 業 務 明 細 表						
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託業務価格（特定事業場）						
チウラム		3	検体			
シマジン		0	検体			
チオベンカルブ		0	検体			
シマジン・チオベンカルブ 2 項目同時分析		3	検体			
セレン及びその化合物		5	検体			
ほう素及びその化合物		7	検体			
ふっ素及びその化合物		7	検体			
亜硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
亜硝酸性・硝酸性窒素 2 項目同時分析		8	検体			
アンモニア性窒素		8	検体			
1,4-ジオキサン		3	検体			
ニッケル		0	検体			
前処理費（溶出）		0	検体			
前処理費（含有）		0	検体			
MLSS		0	検体			
含水率		0	検体			
透視度		0	検体			
炭素源酸素要求量（C-BOD）		0	検体			
蒸発残留物(TS)		0	検体			
強熱残留物(IR)		0	検体			
遊離残留塩素		0	検体			
全残留塩素		0	検体			
大腸菌群数		0	検体			
小計 3		44	検体			
合計（小計 1 + 小計 2 + 小計 3）		582	検体			
合計						

県西部市町村水質等分析業務委託仕様書

公益法人富山県下水道公社（以下「発注者」という）と受注者は、本仕様書に従い、業務を履行するものとする。

（目的）

第1条 この仕様書は、県西部市町村水質等分析業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

なお県西部とは、高岡市、射水市、砺波市、南砺市及び小矢部市の行政区域をいう。

（履行期間）

第2条 履行期間は令和7年4月1日から令和8年3月27日までとする。

（業務内容）

第3条 受注者は、発注者が指示する場所（処理場、接続点、特定事業場）において、採取もしくは自治体が指定した者が採取した試料を分析し、その結果を発注者に報告するものとする。

(1) 処理場においては、自治体職員もしくは、処理場を管理する職員の許可のもと採取を行うものとする。

(2) 接続点、特定事業場においては、自治体職員または発注者の指示を受けた場所にて採取するものとするが、公道等安全対策が必要な場所については、誘導員の配置等を含む安全対策を講じた上で採取を行うものとする。

なお、採取日時は、発注者、自治体担当者職員及び受注者の間で協議し決定するものとする。

(3) 分析項目及び分析方法については原則別紙1に示す内容により行うものとし、それ以外での分析を行う場合においては、事前に発注者に協議し、承諾を得ること。

(4) 各市からの受託試験項目並びに検体数は、別紙市町別依頼予定表に示すとおりとするが、予定数量であって、最終的には発注者の指示する数量で実施するものとする。

ア 業務実施フロー

業務の実施フローは、別紙3に示すとおりとする。

イ 分析調査の実施日

発注者が指定する日とする。

ウ 分析項目

別紙1の分析項目の中から指定する。

エ 試料の採取

受注者は、発注者が指定した場所において自ら試料を採取するものとし、試料採取時の安全対策は、受注者が適時準備し対応するものとする。

オ 分析の方法

以下に示す方法によるものとする。

水質分析

(ア) 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）

(イ) 環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）

汚泥溶出、汚泥含有等

目的に適した方法により実施するものとする。
なお、分析方法は最新の改正によるものとする。

(分析結果の報告)

第4条 受注者は、調査実施日から起算して10日以内に分析結果を報告しなければならない。また、その他関連資料(チャート紙、計算根拠等)についても速やかに提出するものとする。

- (1) 計量証明書
- (2) 水質等分析結果報告書(別紙2)
- (3) その他関連資料(チャート紙、計算根拠等)
- (4) 採取状況写真(処理場、接続点、特定事業場)
- (5) 分析状況写真

2. 受注者は、分析項目ごとに定められた基準値を把握しなければならない。
3. 受注者は、各分析項目基準値を超える分析結果が得られたときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。
4. 採取状況写真については、採取する場所毎に作成するものとする。

(業務委託料等)

第5条 契約は単価契約とする。

分析単価は、処理場、接続点、特定事業場毎に分け、各々の分析単価には、試料採取(接続点及び特定事業場においては安全対策費(誘導員の配置等)を含む)、写真撮影、試料運搬・保管、試料分析、報告書の作成等に要する費用、その他必要経費を含めたものとする。

発注者は受注者と単価内訳書で定める単価で契約を行うものとし、契約した単価は本業務の委託期間中は変更しないものとする。

(提出書類)

第6条 提出書類は以下に示すとおりとする。

- (1) 業務着手時に提出する書類
 - ア 業務工程表(様式第17-1号)
 - イ 管理技術者等届(様式第18-1号)
(管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士(濃度関係)登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。)
 - ウ 計量法による計量証明事業登録証の写し
 - エ 計量証明事業の登録簿の謄本の写し
 - オ 特定毒物研究者許可証の写し
 - カ 計量に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
 - キ 分析項目ごとの分析手法(フロー)を示す書類
- (2) 業務履行期間中に提出する書類
 - 第4条(分析結果の報告)に関する書類
 - 第8条(分析精度の管理確認)に関する書類
- (3) 業務完了時に提出する書類
 - ア 業務委託完了届(様式第20-1号)
 - イ 調査報告書が記録された電子媒体(CD-R等) 1式

ウ 業務記録写真 1部（第4条第4項に関する書類）

（分析項目ごと及び主な分析手順ごとに撮影し、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。なお、同一方法により複数の項目を同時分析するものについて共通する部分の写真は、代表的なものを添付すればその他については省略できるものとする。また、分析を複数回実施する場合は、そのいずれかの分析について記録するものとする。）

（4）その他、発注者が提出するように指示した書類

（技術者の配置等）

第7条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確な業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

（分析精度の管理確認）

第8条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら実施する分析精度の管理に関する書類を提出しなければならない。

（安全管理等）

第9条 受注者は、委託業務の履行にあたり、第三者及び作業員に対する安全対策を徹底すること。

（関係法令等の遵守）

第10条 受注者は委託業務の履行にあたり、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、計量法（昭和26年法律第207号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

なお最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等について発注者、受注者にて協議するものとする。

（暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置）

第11条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（個人情報保護）

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈)

第13条 この仕様書の各事項に疑義を生じた場合、又は定めのない場合は、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

別紙 1

水質等分析項目	分析方法
水素イオン濃度 (pH)	規格. 12. 1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	規格. 21
化学的酸素要求量 (COD)	規格. 17
浮遊物質 (SS)	告示付表. 9
ノルマルヘキサン抽出物質	付表. 4
よう素消費量	省令別表. 2
陰イオン界面活性剤	規格. 30. 1
塩素イオン	規格. 35. 3
全窒素 ^{※1}	規格. 45. 1、45. 2、45. 6
全リン ^{※2}	規格. 46. 3
大腸菌数 (平板培養法)	省令別表第 1 (令和 7 年 4 月 1 日施行)
フェノール類	規格. 28. 1
銅及びその化合物	規格. 52. 2、52. 3、52. 4、52. 5
亜鉛及びその化合物	規格. 53
鉄及びその化合物 (溶解性)	規格. 57. 2、57. 3、57. 4
マンガン及びその化合物 (溶解性)	規格. 56. 2、56. 3、56. 4、56. 5
クロム及びその化合物	規格. 65. 1
カドミウム及びその化合物	規格. 55
シアン化合物	規格. 38. 1. 2、38. 2、38. 3、38. 5、告示付表. 1
有機リン化合物	付表. 1
鉛及びその化合物	規格. 54
六価クロム化合物	規格. 65. 2 (規格. 65. 2. 7 を除く)、告示 13 別表. 1
ひ素及びその化合物	規格. 61
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	告示付表. 2
アルキル水銀化合物	告示付表. 3、付表. 3
PCB ^{※3}	告示付表. 4、JIS K0093
トリクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
テトラクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
ジクロロメタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
四塩化炭素	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
ベンゼン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 2
チウラム	告示付表. 5
シマジン	告示付表. 6
チオベンカルブ	告示付表. 6
セレン及びその化合物	規格. 67

ほう素及びその化合物	規格. 47
ふっ素及びその化合物	規格. 34. 1、34. 2、34. 4、34. 1. 1、告示付表. 7
亜硝酸性窒素	規格. 43. 1
硝酸性窒素	規格. 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5、43. 2. 6
アンモニア性窒素	規格. 42. 2、42. 3、42. 5、42. 6、42. 7
1,4-ジオキサン	告示付表. 8
ニッケル	規格. 59
前処理費（溶出）	告示 13. 1
前処理費（含有）	平成 15 年環告第 19 号
MLSS	下水試験方法第 4 編第 1 章第 6 節遠心分離法
含水率	告示 13. 1
透視度	下水試験方法第 2 編第 1 章第 6 節
炭素源酸素要求量（C-BOD）	下水試験方法第 2 編第 1 章第 21 節 2
蒸発残留物(TS)	下水試験方法第 2 編第 1 章第 9 節
強熱残留物(IR)	下水試験方法第 2 編第 1 章第 10 節
遊離残留塩素	規格. 33. 2(DPD)比色法、下水試験方法第 2 編第 1 章第 37 節 1(1)
全残留塩素	規格. 33. 2(DPD)比色法、下水試験方法第 2 編第 1 章第 37 節 1(2)
大腸菌群数	規格. 72. 3

※1 窒素含有量 ※2 磷含有量 ※3 ポリ塩化ビフェニル

規 格：JIS K0102

告示付表：昭和46年環境庁告示第59号

付 表：昭和49年環境庁告示第64号

省 令：昭和 37 年厚生・建設省令第 1 号

告 示 13：昭和 48 年環境庁告示第 13 号

水質等分析結果報告書

委託団体名		報告責任者		(公財)富山県下水道公社			
試料採取年月日		令和 年 月 日		時刻 AM・PM 時 分			
天候	当日	気温 ℃		試料名			
	前日						
	前々日						
水質試験項目		分析方法(例)		測定値		単位	
外観		規格.8					—
水温		規格.7.2					℃
水素イオン濃度(pH)		規格.12.1					—
生物学的酸素		規格.21					mg/l
化学的酸素要求量(COD)		規格.17					mg/l
浮遊物質質量(SS)		告示付表.9					mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		付表.4					mg/l
よう素消費量		省令別表.2					mg/l
陰イオン界面活性剤		規格.30.1					mg/l
塩素イオン		規格.35.3					mg/l
窒素含有量		規格.45.2					mg/l
燐含有量		規格.46.3					mg/l
大腸菌数		省令 別表第1					CFU/ml
フェノール類		規格.28.1					mg/l
銅及びその化合物		規格.52.4					mg/l
亜鉛及びその化合物		規格.53.3					mg/l
鉄及びその化合物(溶解性)		規格.57.2					mg/l
マンガン及びその化合物(溶解性)		規格.56.4					mg/l
クロム及びその化合物		規格.65.1					mg/l
カドミウム及びその化合物		規格.55.3					mg/l
シアン化合物		規格.38.1.2,38.3					mg/l
有機リン化合物		付表.1					mg/l
鉛及びその化合物		規格.54.3					mg/l
六価クロム化合物		規格.65.2					mg/l
ひ素及びその化合物		規格.61.2					mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の化合物		告示付表.2					mg/l
アルキル水銀化合物		告示付表.3					mg/l
ポリ塩化ビフェニル		告示付表.4					mg/l
トリクロロエチレン		JIS K0125.5.2					mg/l
テトラクロロエチレン		JIS K0125.5.2					mg/l
ジクロロメタン		JIS K0125.5.2					mg/l
四塩化炭素		JIS K0125.5.2					mg/l
1,2-ジクロロエタン		JIS K0125.5.2					mg/l
1,1-ジクロロエチレン		JIS K0125.5.2					mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン		JIS K0125.5.2					mg/l
1,1,1-トリクロロエタン		JIS K0125.5.2					mg/l
1,1,2-トリクロロエタン		JIS K0125.5.2					mg/l
1,3-ジクロロプロペン		JIS K0125.5.2					mg/l
ベンゼン		JIS K0125.5.2					mg/l
チウラム		告示付表.5					mg/l
シマジン		告示付表.6					mg/l
チオバルンカルブ		告示付表.6					mg/l
セレン及びその化合物		規格.67.2					mg/l
ほう素及びその化合物		規格.47.3					mg/l
ふっ素及びその化合物		規格.34.1					mg/l
亜硝酸性窒素		規格.43.1.2					mg/l
硝酸性窒素		規格.43.2.5					mg/l
アンモニア性窒素		規格.42.5					mg/l
1,4-ジオキサン		告示付表.8					mg/l
ニッケル		規格.59.4					mg/l
MLSS		下水.4.1.6					mg/l
含水率		告示13.1					%
透視度		下水.2.1.6					度
炭素源酸素要求量(C-BOD)		下水.2.1.21.2					mg/l
蒸発残留物(TS)		下水.2.1.9					mg/l

強熱残留物(IR)	下水 2.1.10		mg/l
遊離残留塩素	下水 2.1.37.1		mg/l
全残留塩素	下水 2.1.37.1		mg/l
大腸菌群数	規格.72.3		個/cm3
備考			

規格 : JIS K 0102

分析者:

告示付表 : 昭和 46 年環境庁告示第 59 号

付表 : 昭和 49 年環境庁告示第 64 号

省令 : 昭和 37 年厚生・建設省令第 1 号

告示 13 : 昭和 48 年環境庁告示第 13 号

業務実施フロー

	関連自治体	富山県下水道公社	分析受託業者
水質分析の指示	実施計画書 (年間) 実施依頼書 (当該月)	指示書(依頼書)の送付 受領	受領 ↓ 承諾書の作成 ↓ 承諾書の提出
検体の採取及び運搬	原則立会い	原則分析受託者自ら採取 なお、必要に応じて立会い	試料採取の事前準備 ↓ 試料の採取及び運搬 (採取のための安全対策)
水質分析			分析の実施
分析結果の報告(速報)	分析結果の速報報告	受領 ↓ 分析結果の確認	水質分析結果(別紙2)速報の報告 ※電子メール
分析結果の最終報告	分析結果の最終報告	受領 ↓ 分析結果の最終確認	計量証明書、水質分析結果報告書(別紙2)及びその他関連資料の提出
資料の保管		計量証明書、水質分析結果報告書及び その他関連資料の保管・管理	終了

市町別依頼予定表

R7年度予定数

	処理場	接続点	特定事業場	計
高岡市	3	73	49	125
射水市	17	41	9	67
砺波市		22	3	25
小矢部市		7	3	10
南砺市		22	4	26
計	20	165	68	253

※処理場は処理場数とし接続点及び特定事業場は箇所数

R7年度予定分析項目

単位:分析項目数

	処理場	接続点	特定事業場	計
高岡市	1,469	418	381	2,268
射水市	1,270	205	75	1,550
砺波市		110	87	197
小矢部市		35	19	54
南砺市		110	20	130
計	2,739	878	582	4,199

※詳細は別紙による

県西部市町村水質等分析業務委託

R7年度採水予定

単位：回数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
高岡市	処理場 (3施設)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	処理場 <定期> 月2回（四屋、伏木、松太枝浜の放流水） <不定期> 6月、10月（四屋、伏木、松太枝浜の放流水 精密試験） 9月（四屋、伏木、松太枝浜の汚泥試験）
	接続点	3	3	1										7	
	特定事業場			1	1	1	1	1	1					6	
	計	5	5	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	37	
射水市	処理場 (17施設)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	処理場 <定期> 月2回（南郷の流入・放流水） 月1回（農集（16施設）の流入水・処理水） <不定期> 8月、2月（南郷の放流水精密試験） 4月、10月（農集（16施設）放流水のpH、大腸菌 群数）
	接続点		3											3	
	特定事業場		1				1							2	
	計	2	6	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	29	
砺波市	処理場														
	接続点			2										2	
	特定事業場			1										1	
	計			3										3	
小矢部市	処理場														
	接続点		1											1	
	特定事業場		1											1	
	計		2											2	
南砺市	処理場														
	接続点		2											2	
	特定事業場		1											1	
	計		3											3	
計	処理場	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	
	接続点	3	9	3										15	
	特定事業場		3	2	1	1	2	1	1					11	
	計	7	16	9	5	5	6	5	5	4	4	4	4	74	

※1 特定事業所及び接続点は1回あたりの採取箇所を10地点を目途とし計画。□

※2 予定であり、契約締結後 市との採取日程を調整し採取日を決定

県西部市町村水質等分析業務委託
処理場+接続点+特定事業所

水質等分析項目	処理場+接続点+特定事業場																							
	処理場						接続点						特定事業場						合計					
	高岡	射水	砺波	小矢部	南砺	計	高岡	射水	砺波	小矢部	南砺	計	高岡	射水	砺波	小矢部	南砺	計	高岡	射水	砺波	小矢部	南砺	計
処理場数	45	238				283												45	238				283	
採水箇所数	107	574				681	73	41	22	7	22	165	49	9	3	3	4	68	229	624	25	10	26	914
水素イオン濃度(pH)	96	80				176	73	41	22	7	22	165	49	9	3	3	4	68	218	130	25	10	26	409
生物化学的酸素要求量(BOD)		492				492								9				9		501				501
化学的酸素要求量(COD)																								
上記2項目一括分析	96	48				144	73	41	22	7	22	165	34		3	3	4	44	203	89	25	10	26	353
浮遊物質量(SS)	96	540				636	73	41	22	7	22	165	35	9	3	3	4	54	204	590	25	10	26	855
ノルマルヘキサン抽出物質	96	2				98	73	41	22	7	22	165	29	9	3	3	4	48	198	52	25	10	26	311
よう素消費量							73	41	22	7	22	165			3	3	4	10	73	41	25	10	26	175
陰イオン界面活性剤																								
塩素イオン																								
全窒素	96	2				98													96	2				98
全リン	96	2				98													96	2				98
大腸菌数	96	56				152													96	56				152
フェノール類	8	2				10							20	3	3			26	28	5	3			36
銅及びその化合物	8	2				10	1					1	9	3	3			15	18	5	3			26
亜鉛及びその化合物	8	2				10	1					1	9	3	3			15	18	5	3			26
鉄及びその化合物(溶解性)	8	2				10								3	3			6	8	5	3			16
マンガン及びその化合物(溶解性)	8	2				10								3	3			6	8	5	3			16
クロム及びその化合物	8	2				10								3	3			6	8	5	3			16
カドミウム及びその化合物	11	2				13	10					10	36	3	3			42	57	5	3			65
シアン化合物	11	2				13	10					10	38	3	3			44	59	5	3			67
有機リン化合物	11	2				13									3			3	11	2	3			16
鉛及びその化合物	11	2				13	8					8	17	3	3			23	36	5	3			44
六価クロム化合物	11	2				13	6					6	19		3	1		23	36	2	3	1		42
ひ素及びその化合物	11	2				13	3					3	13	3	3			19	27	5	3			35
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	11	2				13	9					9	36	3	3			42	56	5	3			64
アルキル水銀化合物	11	2				13								3	3			6	11	5	3			19
P C B	11	2				13								3	3			6	11	5	3			19
トリクロロエチレン							2					2				1		1	2			1		3
テトラクロロエチレン							2					2	2			1		3	4			1		5
ジクロロメタン							1					1	6					6	7					7
四塩化炭素													2					2	2					2
1,2-ジクロロエタン													4					4	4					4
1,1-ジクロロエチレン																								
シス-1,2-ジクロロエチレン																								
1,1,1-トリクロロエタン													1					1	1					1
1,1,2-トリクロロエタン																								
1,3-ジクロロプロペン																								
ベンゼン													2			1		3	2			1		3
上記11項目一括分析	11	2				13									3			3	11	2	3			16
チウラム	11	2				13									3			3	11	2	3			16
シマジン																								
チオベンカルブ																								
上記2項目一括分析	11	2				13									3			3	11	2	3			16
セレン及びその化合物	11	2				13							2		3			5	13	2	3			18
ほう素及びその化合物	8	2				10							4		3			7	12	2	3			17
ふっ素及びその化合物	8	2				10							4		3			7	12	2	3			17
亜硝酸性窒素																								
硝酸性窒素																								
上記2項目一括分析	96	2				98							5		3			8	101	2	3			106
アンモニア性窒素	96	2				98							5		3			8	101	2	3			106
1,4-ジオキサン	11	2				13									3			3	11	2	3			16
ニッケル																								
前処理(溶出)	3					3													3					3
前処理(含有)																								
MLSS																								
含水率																								
透視度	96					96													96					96
炭素源酸素要求量(C-BOD)	96					96													96					96
蒸発残留物(TS)	96					96													96					96
強熱残留物(IR)	96					96													96					96
遊離残留塩素																								
全残留塩素																								
大腸菌群数																								
合計	1,469	1,270				2,739	418	205	110	35	110	878	381	75	87	19	20	582	2,268	1,550	197	54	130	4,199

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第 2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。